

川崎南法人会だより

KAWASAKI

No.252

2013 3

新年賀詞交歓会	2
中学生の「税についての作文」	3
国税庁からのお知らせ	6
税のQ&A	8
神奈川県からのお知らせ	9
活動報告	10
がんの特殊な治療法～アブレーション治療～	11
消防署からのお知らせ	12
新入会員のご紹介・行事予定	13
会員の皆さまへ	14
第46回 通常総会及び記念講演会開催のご案内	16

表紙デザイン:川崎総合科学高等学校 デザイン科 照井 沙織
写真: (株)日本触媒 川崎製造所千鳥工場

発行所/社団法人川崎南法人会
編集兼発行人/広報委員会

川崎市川崎区宮前町8-15(パールビル3F)
<http://www.km-hojinkai.or.jp>
Eメール km-hojin@km-hojinkai.or.jp

TEL:044-233-4852・8904
FAX:044-245-0023

平成25年 新年賀詞交歓会

平成25年新年賀詞交歓会が1月17日(木)川崎日航ホテルに於いて、ご来賓、会員を合わせ約160名が出席し開催されました。

南郷副会長の開会の挨拶で始まり、最初に主催者を代表して橋本淳子会長より「私ども法人会は健全な納税者団体として、またよき経営者をめざすものの団体として、企業経営と社会の健全な発展に貢献する幅広い活動を積み上げてまいりました。兼ねてより懸案でございました公益社団法人への移行も会員の皆様、そして事務局の懸命の努力と協力によりまして、昨年8月に認可されました。この答申書をもちまして本年4月1日に正式な登記の運びになります。社団法人として45年の間活動して参りました。今年は、その積み上げた実績を基に新たに記念すべき『公益社団法人』元年の年になります。公益社団法人といたしましては、社会貢献事業を始めとした公益活動はとくに重要な事業でございます。現在全国に442の法人会がございます。そのうちすでに公益認定、あるいは認定答申を受けた件数は合せて328単位会がございます。新しい法人会としてすでに活動を始めた会もございます。神奈川県におきましては18法人会のうち厚木法人会をはじめ、4単体が公益社団法人としての活動がはじまっております。あとの当法人会を含む14単位会におきましては、今年の4月から公益社団法人としてのスタートをする予定でございます。本日列席の皆様方におかれましては、より一層のご理解、ご指導をいただけますようお願い申し上げます。」と新年の挨拶をされました。

続いてご来賓の紹介、ご来賓を代表して川崎南税務署長の正治文人様、かわさき市税事務所長の高橋賢介様、川崎商工会議所副会頭の重見憲明様の祝辞に続き国税局長表彰、神奈川県知事納税奨励者表彰、川崎南税務署長表彰、川崎南税務署長感謝状表彰を受表彰された役員の方々への花束贈呈式を行った。

続いて川崎南税務署副署長濱田桂一様の乾杯のご発声により祝宴がはじまり、ご来賓、役員、会員等あいさつ話など交流が深まり、盛大に行われました。



橋本淳子会長 挨拶



正治文人税務署長 挨拶



高橋賢介事務所長 挨拶



重見憲明副会頭 挨拶

二セ税理士防止月間

二セ税理士防止月間は、税理士法（昭和26年に施行）の周知徹底を図り、善良な納税者に不測の損害をもたらす「二セ税理士」を排除するほか、税理士会会員においても関係諸法規を厳守し、綱紀を保持するとともに、税理士制度について国民の理解が得られるよう各施策を実施するものであります。

※税理士及び税理士法人は他人の求めに応じ、租税に係る申告、申請、請求及び不服申立て等に関して行う「税務代理」、「税務書類の作成」、「税務相談」を業務としています。
（有償・無償を問わず、税理士法で税理士の独占業務と定められています。）

東京地方税理士会

中学生の「税についての作文」



租税教育推進活動の一環として納税貯蓄組合総連合会並びに関係協力団体が中学生の「税についての作文」を募集し、川崎区・幸区の中学校から多数の作品が寄せられ、川崎南税務署長賞をはじめ川崎区長賞、幸区長賞など各団体賞があり厳正な審査の結果、当川崎南法人会会長賞に川崎市立大師中学校3年生、松沢侑香さん、川崎市立川中島中学校3年生、山村日菜子さん、川崎市立田島中学校3年生、山田僚也さんの3作品の作文が選ばれましたのでご紹介しま

「税とわたし」

川崎市立大師中学校3年

松沢 侑香

小学校6年生の頃、初めて「税金」という言葉を知りました。でもその時は人が稼いだお金をとっていくのはなぜだろう、おかしいな、と思っていました。「税金」という言葉を聞くと嫌な気持ちになったことを覚えています。

中学1年生の頃、自分の手元にある教科書が税金で払われていることを知りました。税金が自分のために使われていることを知ってとても驚きました。私自身が今現在でも、税金による支えの上で暮らせていることについて最近気づいたのです。

そんな時、社会の先生が言った言葉がとても印象に残りました。「君たちの使っている教科書や机、いすは全て税金でまかなわれています。それこそ、今日町なか

ですれ違った知らない人たちのおかげで勉強ができていて、とってもいいよね。」それを聞いて、税を収めている全ての人々に感謝しなければならいんだなと思いました。

います。国民全員が日本という国で豊かに暮らせるのなら、私は増税しても良いと思います。でも、一部の人が幸せになる税のしくみならば、税金は必要ないでしょう。

私は、今自分が税のために何ができるのだろうかと考えてみました。誰でもできる、とても簡単なことはないだろうか。私は、その質問に答えるなら、税でまかなわれているものを大切にすることだと思っています。もし日本全国民が、税についてよく考え、税でまかなわれているものを全てを大切にすれば、税の無駄遣いはなくなると思います。少なくとも私は、税のありがたみが分かったので、ものを大切にしていきたいです。

今、税金による支えの上で暮らせていることにとても感謝しています。税金がなかったら、学校にも行けていなかったかもしれない。今いる友達とも出会えていなかったかもしれない。税金のおかげで、今の自分がいるのです。

大人になった時、一人の国民として税で支えられてきたこれまでの分を、しっかりと税を収めて返したいと思います。私は税金に対する感謝の気持ちを忘れません。そして、私達は税金でお互いを助け合っていることを、忘れてはいけません。



中学生の「税についての作文」

「消費税増税について」

川崎市立川中島中学校3年

山村 日菜子

消費税増税について、私は賛成です。なぜならば、増税をしていろいろな人の役に立つからです。例えば、お年寄りの年金に使われたいり、東日本大震災の復興のために使われるからです。津波により、多くの命と共に家や学校、公共の施設が流されてしまい、それらの建物を建てるためには多くの資金を必要としています。そのための資金を集めることが今の日本では求められていると思います。

では、増税をすることで何のメリットがあるのでしょうか。まずは政府にとつてのメリットです。税収の方法が簡単で短い期間で財源を確保出来ることです。そして、一般人のメリットは公的サービスの質の低下の歯止めです。公的サービスの例は、医療や福祉、

教育などです。他にもメリットは多くあります。ですが、メリットもあればデメリットもあります。では、デメリットは何でしょうか。政府にとつてのデメリットは、景気の悪化。景気が悪化することによって大きく

税率が変わります。消費税を三パーセントから五パーセントに増税をした時、約十兆円もの差があります。そして一般人にとつてのデメリットは、政府の無駄削減のインセンティブが低下することです。増税をするなら、政府の無駄をはぶく事をしたいという事です。私は増税に賛成ですが、この意見には賛成です。

そして、メリット・デメリットを見てみると低所得者は税を払うことがとても苦しいことがわかります。一般家庭での年間負担額は約十九万円となります。そして十パーセントになると約三十八万円となります。五

税に関する絵はがきコン



会長賞

戸手小学校6年
峯岸 優光 さん



税務署長賞

さくら小学校6年
星野 桃花 さん

租税教育活動の一環として、小学生を対象とした第3回絵はがきコンクールを開催しました。わくわく租税教室に参加してくれた小学生や7月に開催された租税教室・マジックショーに集まってくれた小学生、また幸区民祭やかわさき市民祭りなどで作品

パーセントの約二倍になります。では、低所得者には何の配慮があるのでしょうか。政府の対策は、二十五年以降の番号制度の本格稼働、定着後の実施を念頭に給付き税額控除等を導入する予定です。それでも低所得者には増税

て、今まであまり分かっていなかった税についてたくさん知ることが出来ました。増税をすることにはたくさんさんのデメリットやメリットがあり日本国民全員にかかわる大きな問題です。今回、税を調べてよかったです。

は日常生活に多大な影響を与えます。私も増税には賛成といえ、そのようなデメリットがあることすべてに増税しようとする事は出来ない事情がたくさんあるようです。

そして、今回消費税を調べてみ



中学生の「税についての作文」

「皆の税活」

川崎市立田島中学校3年

山田 僚也

朝。まず顔を洗い、朝食を食べてトイレに行つて、歯を磨いて…。毎日、当たり前の様に行つている事にも上下水道の整備や食品の安全のための農業、漁業の支援など様々な事に税が使われていきます。

最近、僕はテレビで少子高齢化の影響で若い世代の負担が大きくなつてきているという事を知りました。そして、そのために消費税を増税しようとしている事も同時に知りました。

消費税は一番身近で誰にでも払う事のできる税です。だからこそ、慎重に増税するかを判断してほしいと僕は思います。一番身近だからこそ変化に追いつけなくなつていく人達が出てくると思えてくるのです。

僕は若い世代の負担が大きくなつてきている事、消費税の増税以外にも一つ一つ知った事があります。

それは「年金の不正受給」です。年金は働く事のできなくなった六十五歳以上の方のための税による援助です。そして、不正受給とは、受け取るはずの本人が亡くなつてしまつたりしているのを申告せずに、その家族が自分達のために使つてしまつ事です。

つまり、「不正受給」とは大きくなつてきてしまつている負担から逃れるために、本来は高齢者の方を支える側の人が行つてしまつているのです。このまま、何の対策もせず増税しても、そういう人達が増えていくだけに思えます。しかし、増税はするべきです。

僕は小さい頃、体が強くありませんでした。そのため病院には何度もお世話になつた事があります。そして、最近になつて病院にも税が使われているという事を知りました。それを知り、まず思つた事は税の必要性和税が無くなつたら生活はどうなつてしまふのかという事でした。

まず、税が無くなつてしまつたら、上下水の整備が出来なくなつ

てしまつたため、水道が使えなくなります。これだけでも、飲料水が無くなつたり、入浴できなくなつたりといった制限が出ます。次に、道路などの交通の整備が出来なくなつてしまつたため、事故などが多発してしまつと考えると警察も管理できなくなつてしまつので安全を確保する事すらできず、さらに病院などの医療関係も機能しないため、けがをしても治療もできません。他にも教育、公共施設の建設もできなくなります。

そつやつと具体的に考えていつたら、僕は税がどんなに重要、そして必要で、自分とどれ程密接に関わり合つているかを改めて感じる事ができました。税は確かに「負担」です。しかし、その「負担」によつて僕等国民の生活は支えられています。僕等たちの「生活」は税の活用、つまり「税活」が無ければ成り立たないのです。税の負担を惜しまず行つ事が、国民の繋がりを作る第一歩ではないかと僕は思つています。

クール優秀作品発表！



女性部会長賞

聖ヨゼフ学園6年
鈴木 花歩 さん



青年部会長賞

戸手小学校6年
樋口 佳歩 さん

を募集したところ、今回も川崎区や幸区の小学生から多くの作品が寄せられ、応募の中から会長賞をはじめとする各賞が決定しました。

多数のご参加をいただき、ありがとうございました。

ダイレクト納付をご利用ください！

自宅から
オフィスから
税理士事務所から

簡単・便利な ダイレクト納付

簡単

インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な
手続で利用可能！
インターネットバンキング
の契約が不要！
金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

電子納税に電子証明書やICカード
リーダーライタは不要です。また、徴
収高計算書の送信にも電子証明書
は不要ですので、特に源泉所得税を
納めている方におすすめです。

イータ君

便利

即時又は納付日を指定して
納付することが可能！
税理士が納税者に代わって
納付手続を行うことが可能！

自宅でも！オフィスでも！税理士事務所でも！

どこでも申告・納税

e-Tax

国税電子申告・納税システム

 国税庁

ダイレクト納付とは…



事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

ダイレクト納付を利用するには…

1 ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご確認ください。

2 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。

3 「ダイレクト納付利用届出書」を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」を書面で税務署に提出してください。

※国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)で作成できます。署名、押印の上、書面で提出してください。
※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。



ダイレクト納付の利用方法は…

1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する

2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する

3 「今すぐ納付される方」又は「納付日を指定して納付される方」を選択する

ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。

※「納付日を指定して納付」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

「今すぐ納付される方」を選択

「納付日を指定して納付される方」を選択

届出をした預貯金口座から振替が行われ、即時に納付が完了します。

届出をした預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。

4 納付状況を確認する

納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます。



※ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録を推奨します。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。



寄附金控除… 租税の使い道の選択

税理士・CFP® 越智 浩

Q. 国等に財産を寄付した場合の譲渡所得と寄附金控除

8年前、亡父から田舎の土地（宅地で更地）を相続しました。生活の基盤はすでにこちらの都市で築き、もはやUターンすることもないので、本年、故郷の市役所へ福祉施設用地としてその土地を寄附しました。土地の時価は800万円、亡父が取得したのは昔のことなので購入価額などはわかりません。寄附する際、測量費として35万円かかりました。

本年の確定申告では、譲渡所得金額の計算をしてから寄附金控除の適用をすれば良いのでしょうか。そして、それらはいったいいくらになるのでしょうか。ちなみに、私の本年分の給与所得は970万円、これ以外に所得はありません。

A. 譲渡所得は非課税、所得控除・租税の使い道の選択

「地元の資産家が市役所へ1億円寄付」というような新聞記事やTVニュースをたまに見かける。今回は、金銭以外の資産、特に土地を寄付した場合、税務上どういう取り扱いになるかというケースである。

まず、所法59により、譲渡所得の基因となる資産（＝今回は土地）を法人に対して贈与した場合には、その時における価額により資産の譲渡があったものとみなされる。従って、相手が市役所であったとしてもみなし譲渡所得として課税されることになる。非常にわかりにくいのが、市役所への土地の寄附という行為は、①市へ土地を売却し、②その売却代金を市へ寄附するという2段階の取引と解釈することができる。税法上、①の取引を譲渡所得として認識する。

ただし、国や地方公共団体の財政基盤の充実といった政策的な理由から、措法40により国等に対して財産を寄付した場合の譲渡所得は非課税とされている。つまり、今回のケースも、いったん譲渡所得として認識されるが、その譲渡所得金額は非課税ということになる。納税者の立場からすると、財産を国等に対して租税として納めるのか、あるいは、寄付するのかの違いだけであり、最終的には同様に国庫等に収まるわけで、非課税は当然と言える。今回の譲渡所得金額は、収入金額800万円、そこから取得費（＝取得価額不明のため収入金額の5%相当額）40万円と譲渡費用（＝測量費）35万円を差し引きした725万円となり、この金額が非課税となる。

次に、所法78により、国等に対する寄付金は特定寄附金として掲げられており、市への寄附金も寄附金控除の対象となる。問題はいくら寄附したのかということであるが、通常であれば、寄附した時の財産の価額＝上記②の価額なので、土地の時価である800万円が寄附額となる。しかしながら、国等に財産を寄附して譲渡所得の非課税の適用をうけた場合には、財産価額からその非課税となった譲渡所得金額を控除することになっているので、今回のケースでは、800万円から725万円を差し引きした75万円（＜合計所得金額970万×40%＝388万円限度）が寄附額となる。財産の価額ではなく、取得費及び譲渡費用の合計額が寄附額となる。確定申告における寄附金控除額は、75万円から2,000円を控除した748,000円となる。

今回のケースのように、自分の財産を故郷の市町村など特定の団体に寄附することにより寄附金相当額が所得から差し引かれ、それに応じて納税額が減少するということは、もし、そう（寄附）しなければ租税として負担しなければならない金額を特定の団体のために支出したとも解釈することができる。ある意味、個人が租税の使い道を自分で決定することになり、寄附金控除は租税の使い道の選択権を納税者に与えているということが出来る。従って、すべての寄附行為が寄附金控除の対象になるわけではなく、控除を受けるためには、一定の手続きが必要ということになる。

神奈川 全開！宣言 2013

昨年は、当初は2年間で1,600億円の赤字が見込まれた中、財政の厳しさを皆さんに訴え、緊急財政対策に取り組んできましたが、この2年間をしのいでも問題の本質的解決にはならない。高齢社会が圧倒的な勢いで進んでいく中、これを乗り越えていくためには何が必要なのか、20年後も「いのち輝くマグネット神奈川」をつくる、という思いの中で、今回、新たな三つの政策重点目標として掲げたのが「神奈川 全開！宣言2013」です。いろんなパワーをどんどん広げていこう、全開していこうと思っているところです。

1. 「いのち 全開宣言」～健康寿命日本一を目指す～

※神奈川の健康寿命（2010）⇒ **1歳延ばすと日本一**

男性 **70.90**歳 …… 全国 **12**位（1位は愛知県71.74歳）

女性 **74.36**歳 …… 全国 **13**位（1位は静岡県75.32歳）

「食」を通じた健康づくり

- 健康食材の普及 民間の販売拠点に、新鮮でおいしい県産食材の機能性を生かした様々なPR実施
- 健康食生活の実践 健康セミナーの開催や健康メニューの紹介などを通じて医食農同源の全県的なムーブメントを喚起
- 健康ツーリズムの推進 民間の力を生かした農業体験や「癒し」をテーマとした観光メニュー開発
- 未病を治す漢方の普及 病気になる一歩手前の状態である未病をチェックする仕組みづくりにより、漢方を生かした健康づくりを促進

地域からの健康づくり

- 介護予防体操の全県展開！ 介護予防に結びつく体操・ダンスや講座等を市町村と連携して推進
- 保健師パワーフル活用！ 保健師を市町村に派遣し、先導的なモデル事業を展開など

2. 「電子化 全開宣言」～県民生活のICT化とスリムな県庁づくり～

- スマート神奈川の推進 お薬手帳の電子化をはじめ、様々な分野のスマート化を官民連携で推進
・スマートハウスや生活支援ロボットの普及促進
- 行政サービスのICT化 市町村と連携した電子申請サービスの拡充、税や手数料電子納付など
- スマート県庁の実現 最新のICT活用による業務プロセスの抜本的な見直しやWEB会議
・電子決裁の拡充などによるペーパーレス化の推進

3. 「潜在力 全開宣言」～神奈川のポテンシャルを生かした新たな活力創造～

- 成長・先端産業の創造 京浜臨海部を核としたライフサイエンス産業の創造
・さがみ縦貫道沿線地域を中心とした生活支援ロボット産業の集積促進
- 地域が競い合う魅力の創出 にぎわい拠点や新たな観光の核づくりの具体化
・「水のさと かながわ」「商店街観光ツアー」等地域の魅力を全国へ発信
- 県民パワーの発揮 かながわ総合しごと館スマイルワークを中心とした若者・女性・高齢者の力（就業）全力支援、青少年センターを若者文化の解放区として才能人材の発掘を支援

(H25.1.7 年頭記者会見より)

〈支部 健康セミナー〉

テーマ：「腰痛予防のポイントとエクササイズ」
 講師：財団法人 全日本労働福祉協会
 保健師 加来 彩子 氏

10/15月



幸支部：産業振興会館

各支部で腰痛予防についての健康セミナーを開催致しました。腰痛の発生に関連する要因や腰痛の予防対策の進め方、また腰痛予防のエクササイズや職場で簡単にできるストレッチングなどスライドを見ながら実践しました。

10/23火



中央支部：サンピアンかわさき

12/3火



南支部：昭和電工㈱大島クラブ

12/13木



東支部：サンピアンかわさき

1/23水

女性部会 わくわく租税教室

会場：川崎市立殿町小学校（わくわくプラザ）
 女性部会では「よくわかる税金のお話」と題して税金教室を行いました。参加した小学生たちは、税金クイズや紙芝居など熱心に聞いていました。



1/29火

源泉部会 研修会

会場：川崎市教育文化会館
 テーマ：「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正」
 講師：特定社会保険労務士 佐野 好夫 先生



1/11月

青年部会 税務研修会及び
 新年賀詞交換会

会場：川崎市産業振興会館
 テーマ：「会社役員のための確定申告実務ポイント」
 講師：川崎南税務署 法人課税第1部門
 久保田 一弘 上席国税調査官



1/21月～
 5日間

確定申告書の書き方研修会

会場：川崎信用金庫 本店
 講師：川崎南税務署 法人課税第1部門
 久保田 一弘 上席国税調査官



がんの特殊な治療法

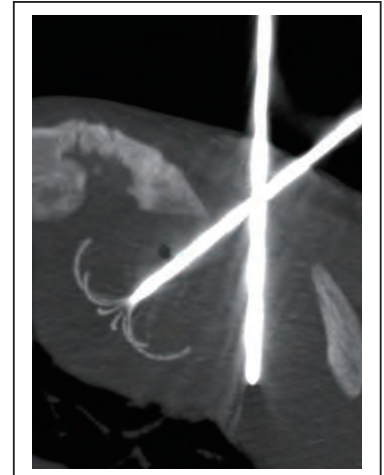
～アブレーション治療～



放射線 IVR 科部長
西村 潤一 医師

一般的にがん治療で思い浮かべることは手術療法と化学療法では無いかと思えます。このほかに放射線療法もよく耳にされると思えます。私どもの川崎幸病院でも、手術療法には外科や泌尿器科など、化学療法には腫瘍内科並びに消化器内科、放射線療法には放射線治療センターと整備されております。

しかし、手術療法、放射線療法と同じがんに対する局所療法としてラジオ波焼灼や凍結療法などのアブレーションといわれる治療方法があることはそれほど知られていないと思えます。今日はそのご紹介をしたいと思えます。



●ラジオ波焼灼術

ラジオ波焼灼術は体に刺した電極より高周波の電気を流し、その周囲を加熱し組織を死に至らせます。実は肝臓癌ではすでに保険診療で行われ、メジャーな治療法となっております。海外では肝臓癌のみならず肺癌、腎癌、骨転移でアメリカ食品医薬品局 (Food and Drug Administration、FDA) の認可を得ており、安全性とその効果については十分に議論されています。

ラジオ波焼灼前CT画像	焼灼計画	焼灼電極の位置	焼灼後CT画像

腫瘍ラジオ波焼灼により融解壊死させ腫瘍を縮小させます。焼灼後の画像は治療後8ヶ月後です。

●凍結療法

凍結療法は刺入した特殊な針の中に高压ガスを噴出させ、周囲の組織をマイナス185度以下に凍結させ、組織を死に至らしめます。本邦でも肝がん、腎癌、肺癌、骨転移などで行われていますが、まだ保険診療は行われていません。

ラジオ波焼灼と凍結療法との間には一長一短がありますが、どちらも繰り返し行うことができます。放射線治療も放射線を使用した一種のアブレーションと考えることができますが、同じ場所への繰り返し治療は難しいのが現状です。

がんの大きさや存在部位(特に隣接臓器との関係で)施行が難しいこと、まだ肝臓癌以外では保険診療が行われていない治療法であることが現時点での問題点ではあります。

私たち川崎幸病院では、総合的ながん治療の提供を目指しております。3大治療と呼ばれる、外科療法、放射線療法、化学療法(抗がん剤)はもちろんですが、その狭間を埋める治療法で、患者様の利益になる治療法は積極的に取り入れて参ります。すでに、肺癌、骨転移においてはラジオ波焼灼の経験が充分にある医師が常勤しております。その適応についてはいささか難しい面もありますので、まずはご相談頂ければと思います。

規格省令の改正

消火器の規格省令の改正により、新たに製造された消火器には、標準的な使用期限や火災の種別に応じた絵表示等を消火器本体に表示するように義務付けられました。

●絵表示等の表示が義務付け

業務用消火器

■注意事項等の追加

- ・住宅用消火器でない旨の表示
- ・「加圧式」・「蓄圧式」の区別表示
- ・標準的な使用条件で使用した場合に安全上支障なく使用できる標準的な期間または期限
- ・使用時の安全な取扱いに関する事項
- ・維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ・点検に関する事項
- ・廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

■適応する火災の絵表示に変更

旧規格			
新規格			

新: 国際規格に準じた絵表示

住宅用消火器

■注意事項等の追加

- ・住宅用消火器である旨
- ・使用時の安全な取扱いに関する事項
- ・維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ・点検に関する事項
- ・廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

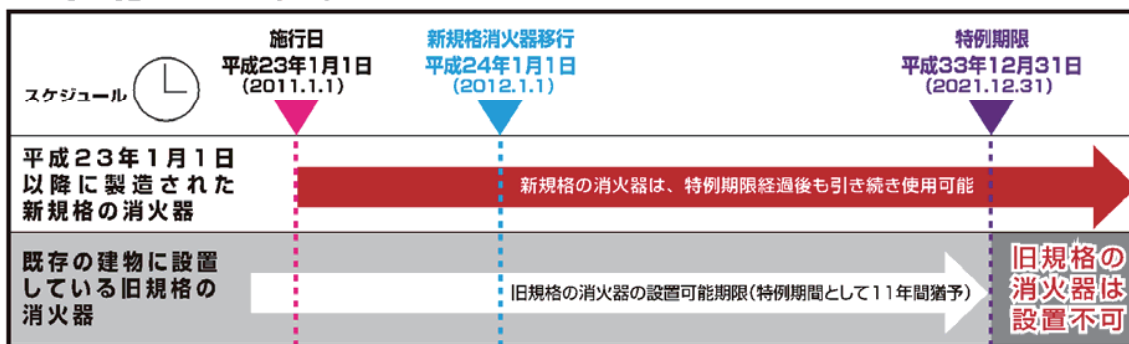
■適応する火災の絵表示は変更なし

絵表示		

●旧規格の消火器の取扱い

平成23年1月1日の施行までに設置された旧規格の消火器について、**11年間(平成33年12月31日まで)**は、特例期間として使用が認められています。平成24年1月1日からは、旧規格の消火器を新たに設置することはできません。

新規格の消火器設置移行期間



お問い合わせ先

臨港消防署予防課 044-299-0119 川崎消防署予防課 044-223-0119 幸消防署予防課 044-511-0119

新入会員のご紹介

(平成24年12月1日～平成25年1月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中央	(株)久保田酒店	窪田 隆太郎	池田1-13-9	業務用酒類販売	(株)大石鋼業
南	(株)A N K	桑代 光敏	浅田1-8-11-109	建築内装・設計業	A I U保険会社
南	(株)アクア・ツリー	藤田 茂広	桜本2-11-9-213 クリオ川崎参番館	ソフトウェア開発及び計測工事	事務局
東	(医)社団 愛心会 三愛歯科医院	頼近 和繁	東門前3-4-1	歯科医業	事務局
幸	(株)ブランドネット	藤本 義一	南幸町2-43-202	古物売買	事務局

川崎南法人会 主要事業予定

25年3月

6日水～7日木

●生活習慣病検診

会場：川崎市産業振興会館
時間：9:30～

6日水

●第6回 広報委員会

会場：川崎信用金庫 本店
時間：11:00～12:00

7日木

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎市産業振興会館
時間：13:30～16:00

8日金

●県連青年部会 連絡協議会セミナー

講演会：「北野家の訓え」
講師：明治大学理工学部教授・工学博士
北野 大先生
会場：箱根 吉池旅館
時間：15:30～17:30

19日火

●源泉部会 研修会

テーマ：「源泉徴収事務（手続編）」
講師：川崎南税務署 法人課税第2部門
大野 勇実 上席国税調査官
会場：川崎市教育文化会館
時間：14:00～16:00

19日火

●女性部会 年度末研修会

講師：川崎南税務署
正治 文人 署長
会場：コミュニティーハウスさくら
時間：16:30～17:30 会費：1,000円

22日金

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎市教育文化会館
時間：13:30～16:00

4月

2日火

●第1回 事業委員会

会場：川崎信用金庫
時間：16:00～17:00

9日火

●東第1支部 報告会

会場：羽生庵
時間：11:00～12:00

9日火

●南第3支部 報告会

会場：昭和電工(株) 大島クラブ
時間：16:00～17:00

11日木

●全国女性フォーラム 愛知大会

会場：ウェスティンナゴヤキャッスル
時間：14:00～

11日木

●東第3支部 報告会

会場：川崎信用金庫 大師支店
時間：11:00～12:00

11日木

●幸第3支部 報告会

会場：角鹿
時間：17:30～18:30

15日月

●中央支部合同 報告会

会場：川崎信用金庫 本店
時間：11:00～12:00

15日月

●幸第2支部 報告会

会場：煌蘭
時間：18:00～19:00

17日水

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13:30～16:00

18日木

●南第1支部 報告会

会場：ことぶき寿司
時間：11:00～12:00

18日木

●源泉部会 研修会

テーマ：「源泉徴収事務（基本編）」
講師：川崎南税務署 法人課税第2部門
大野 勇実 上席国税調査官
会場：川崎南税務署
時間：14:00～16:00

18日木

●南第4支部 報告会

会場：昭和電工(株) 大島クラブ
時間：17:00～18:00

22日月

●東第2支部 報告会

会場：川崎信用金庫 大師支店
時間：11:00～12:00

24日水

●第1回 理事会

会場：川崎日航ホテル
時間：13:00～14:30

26日金

●南第2支部 報告会

会場：川崎信用金庫 小田支店
時間：11:00～12:00

26日金

●幸第1支部 報告会

会場：宏二郎丸
時間：17:30～18:30

5月

1日水

●幸第4支部 報告会

会場：山崎町内会館
時間：18:00～19:00

● 税務無料相談 ●

相談日

毎週火曜日 午後1時～3時

3月の相談日／19日(火)、26日(火)、

4月の相談日／2日(火)、9日(火)、16日(火)、23日(火)、30日(火)

相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場 所

社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-233-4852
川崎区宮前町8-15 パールビル3F (宮前町バス停前)

● 法律無料相談 ●

相談日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場 所

横浜綜合法律事務所
横浜市中区住吉町1-2 (スカーフ会館3F)
相談については事前に事務局までご連絡ください。
(☎ 044-233-4852)

川崎南法人会会員の皆さまへ

法人会連合会の団体保険制度：取引信用保険

中小企業向け貸倒保証制度



そう、中小企業向け貸倒保証制度（取引信用保険）です。倒産した○×商事に対する未回収債権額について、保険金請求手続の説明に伺いました。

〈取引信用保険とは〉
取引信用保険とは、ご契約時に選定したお取引先^(注)に債務不履行が生じた場合に、あらかじめ約定した保険契約条件にしたがって、保険金をお支払いする保険です。

(注) ご契約時に選定したお取引先
ご契約時に取引先（債務者）選定条件を設定します。
＜取引先（債務者）選定条件の例＞全取引先、前月末時点の債権残高100万円以上の取引先など



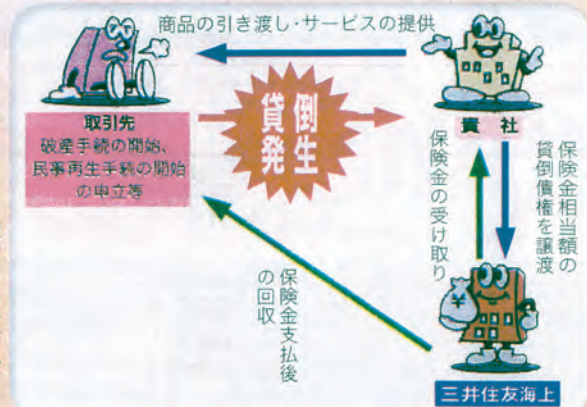
FAX:045-439-4264

このままFAXして下さい!



1 中小企業向け 貸倒保証制度(取引信用保険)とは

- ①貴社取引先(債務者)の法的整理事由の発生または履行遅滞の発生(注)により売上債権が回収できない場合に、貴社が被る損害の一定部分を保険金でカバーします。
(注) 履行遅滞の発生
取引先が債務の弁済期日から一定期間を経過してもその債務を履行しない場合において、当社がその債務につき履行の見込みがないと判断したときに保険金をお支払いします。
- ②この保険は、法人会連合会が保険契約者となる団体契約であり、この保険にご加入いただくには、法人会連合会の会員である法人会に入会している(法人会会員企業である)ことが条件となります。



2 中小企業向け 貸倒保証制度 (取引信用保険) のメリット

キャッシュフローの安定化

与信管理の充実・向上

貸倒損失の平準化

対外信用力の向上



3 ご契約プラン(法人会連合会専用)

■ご契約プランは以下の2通りをご用意しています。

取引先の信用度合	プランA	プランB
	(最大) 支払限度額	
信用区分1	1,500万円	200万円
信用区分2	1,000万円	200万円
信用区分3	500万円	200万円
信用区分4	200万円	200万円

※信用区分は、保険で対象とする取引先ごとに引受保険会社が判定します。

※支払限度額は、保険で対象とする取引先ごとに設定します。

※支払限度額は、取引先ごとに告知いただいた「売上債権残高(一定時点の売上債権残高またはそれにもとづき今後1年間の売上高見込を勘案した額)」と「信用区分」に応じた(最大)支払限度額のいずれか小さい金額で設定します。

※取引先ごとの支払限度額のほか、別途、貴社にお支払いする保険金の限度額を設定します。

※ご契約内容の変更時には上記の取扱と異なりますのでご注意ください。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

以下にご記入のうえ、下記お問い合わせ先までFAXでご送付ください。

貴社名	入会している法人会名
(住所) 連絡先	貴社ご担当者名
(TEL) (FAX)	
ご希望	<input type="checkbox"/> 「中小企業向け貸倒保証制度(取引信用保険)」の詳細説明を聞きたい。 <input type="checkbox"/> 「中小企業向け貸倒保証制度(取引信用保険)」の詳細資料を送付して欲しい。 <input type="checkbox"/> その他(現在利用されている制度は <input type="checkbox"/> 中小企業倒産防止共済 <input type="checkbox"/> ファクタリング <input type="checkbox"/> なし)

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

※ご記入いただいた内容をもとに取引信用保険のご案内やその他の商品・サービスのご紹介をさせていただきます。

※入会している法人会がこの制度を採用していない場合は、ご加入いただけません。

お問い合わせ先

取扱代理店

有限会社 保険のエルシー

担当：福満、大塚、堀江

〒222-0026 横浜市港北区篠原町 1099-8

TEL:045-439-4610

FAX:045-439-4264

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

横浜支店 横浜第一支社 担当：小川

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 7-1 myx ビル 4F

TEL:045-461-3671

FAX:045-461-3690

～第46回 通常総会及び記念講演会開催のご案内～

「流動化する政治と 経済の行方」

◆講師：政治アナリスト いとう あつお 伊藤 惇夫 氏

◆日時：平成25年

6月19日(水)

◆場所：川崎日航ホテル

◆内容：〈第一部〉通常総会
(2:00～3:50)
〈第二部〉記念講演会
(4:00～5:30)
〈第三部〉懇親会
(5:30～)



◆伊藤 惇夫 (いとう・あつお)氏 略歴

1948年 神奈川県生まれ

学習院大学法学部卒業。1973年自民党本部勤務、以後、主に広報を担当。1989年～1992年には自民党政治改革事務局主査補として「政治 改革大綱」等の作成にあたる。1994年自民党本部退職、1995年新進党事務局勤務。総務局企画室長、1996年新進党退職。太陽党結成に参加・事務局長、1998年民政党結成 事務局長、1998年民主党結成 事務局長、2001年民主党退職。現在は、政治アナリストとして活動。

◆著書

- ・『政党崩壊』（新潮新書）
- ・『権力者たちの情報戦争』（光文社）
- ・『永田町「悪魔の辞典」』（文春新書）
- ・『政治の数字』（新潮新書）

総会ご案内通知ハガキは、後日ご案内いたしますので、ぜひご出席ください。